

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第104号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則（昭和42年香川県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(試験) 第1条 略</p> <p>(1) 略 (2) 写真（出願前<u>6</u>箇月以内に、無帽で正面向の上半身を撮影した名刺型のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）</p> <p>2・3 略</p>	<p>(試験) 第1条 製菓衛生師法（昭和41年法律第115号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する製菓衛生師試験（以下「試験」という。）を受けようとする者は、製菓衛生師試験受験願書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略 (2) 写真（出願前<u>3</u>箇月以内に、無帽で正面向の上半身を撮影した名刺型のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。